

動薬協会発 73 号  
令和元年 7 月 29 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 福井 邦 顕  
(公 印 省 略)

夏季休暇期間中におけるアフリカ豚コレラ等の防疫対策の徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（元消安第 1588 号）がありましたので、お知らせします。

元消安第1588号  
令和元年7月26日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

夏季休暇期間中におけるアフリカ豚コレラ等の防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛てに通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位に対し広く周知されますとともに、関係者に対しても必要に応じて適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。

写

元消安第1588号

令和元年7月26日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

### 夏季休暇期間中におけるアフリカ豚コレラ等の防疫対策の徹底について

アフリカ豚コレラ、口蹄疫等に係る防疫対策については、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づく特定家畜伝染病防疫指針により実施するほか、「ゴールデンウィークにおけるアフリカ豚コレラ等の防疫対策の徹底について」（平成31年4月24日付け31消安第245号農林水産省消費・安全局長通知）等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理の確認及び指示、万が一の発生時のまん延防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

上記通知以降も、本年5月には中国で口蹄疫の発生が確認された他、アジア地域ではアフリカ豚コレラの継続的な発生が確認され、本年5月には北朝鮮、6月にはラオスでも発生が確認されました。

そのような中、訪日外国人旅行者数は年々増加し、本年も過去最高であった昨年同期を上回るペースであり、その多くの旅行者がアジア地域の方々となっています。

こうした状況を踏まえると、我が国へアフリカ豚コレラ、口蹄疫等の越境性疾病が侵入するリスクは極めて高い状況にあり、出入国者数が増大する夏季休暇期間中においては、より一層の緊張感をもって対応にあたることが重要と考えられます。

つきましては、これらのリスクへの対応について、家畜の生産者を含めた、市町村、関係機関、関係団体等に対して周知し、アフリカ豚コレラ等の防疫対策に万全を期するよう指導の徹底を改めてお願いいたします。

なお、夏季休暇期間中における動物検疫の強化については、「夏季休暇期間中における動物検疫の強化について」（令和元年7月25日付け元消安第1540号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により関係省庁に対しても、別途協力依頼していることを申し添えます。

## 記

### 1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底

畜産関係者等に対しては、アフリカ豚コレラ等の発生地域への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、やむを得ず渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

#### (1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空港又は海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

#### (2) 帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主や従業員等、飼養管理を行う上で必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

### 2 消毒及び衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底

家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域及び畜舎に立ち入ること並びに不要な物を持ち込むことのないよう指導すること。また、農場の従業員も含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合や物を持ち込む場合には、手指、靴等の消毒その他必要な措置を実施するよう指導すること。

### 3 早期発見・早期通報の徹底

(1) 昨年9月以降、国内で発生している豚コレラについては、明瞭な臨床症状が認められない場合があることから、家畜の所有者、獣医師等に対して、平成23年9月28日農林水産省告示第1865号（家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体を定める件）で定める豚コレラ又はアフリカ豚コレラの特定症状について改めて周知徹底すること。また、その他口蹄疫等についても、特徴的な症状等を具体的に周知すること。

(2) (1)の症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう指導すること。また、早期発見・早期通報できるよう、農場の全従業員に対して、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行うよう指導すること。

#### 4 連携体制の確認・強化

- (1) 発生時に備え、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年11月20日付け農林水産大臣公表）第2の2の（8）等においては、防疫措置に必要な人員や資材の確保、情報の提供等のため連絡が必要となる畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等との連携体制を整備しておくこととされている。緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、改めて連携体制を点検すること。
- (2) アフリカ豚コレラ等への対応については、政府一丸となって対応することとしており、関係省庁で「アフリカ豚コレラのウイルス分離を踏まえた侵入防止策の強化について」（平成31年4月22日付け関係省庁申合せ）を申し合わせたところ。

これを踏まえ、貴県内の関係部局が連携し、農場で雇用される労働者等（外国人を含む。）に対して農場への病原体持込み防止や、公園等における肉製品などを含む畜産物の放置禁止等について、関係機関とも連携し、周知を徹底すること。

#### 5 その他

家畜の所有者に対し、野生動物からの病原体の侵入防止など飼養衛生管理基準のその他の項目についても、「第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底等について」（令和元年7月22日付け元消安第1471号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の内容をふまえ、遵守を徹底するよう改めて指導すること。

以上